



最近の環境政策の動向

2024年11月5日

環境経済課



環境基本計画

環境基本計画



- 環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱**等を定める。計画は**約6年**ごとに見直し。
- **第六次環境基本計画**は中央環境審議会における審議を経て、**令和6年5月に閣議決定**。第一次計画から**ちょうど30年の節目**に策定された。

第六次環境基本計画

ビジョン 「循環共生型社会」

- ・ **「ウェルビーイング／高い生活の質」**の実現を目指す
- ・ 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。**環境負荷の総量削減**と良好な環境の創出
- ・ 地下資源依存から**地上資源基調の経済社会システム**への転換

環境政策の方針

- ・ **自然資本（環境）**を維持・回復・充実させることが**「新たな成長の基盤」**
- ・ **「環境価値」**を活用した**経済全体の高付加価値化**

環境政策の展開の 基本的な考え方

- ・ 科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ・ ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- ・ **政府、市場、国民**（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- ・ 世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減

地域循環共生圏

- ・ 地域の目指すべき姿として位置付け。**「新たな成長」の実践・実装の場**

※こうした基本的な方向性を踏まえ、**6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略**、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略【第2部】



1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化

- 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大
 - ・ 地域共生型再エネの最大限の導入
 - ✓ 2050年ネット・ゼロに必要な量の確保、そして他の先進国と遜色のない水準へ
 - ✓ 洋上・陸上風力の環境配慮の制度検討
 - ・ ネイチャーポジティブの実現に資する投資
 - ・ 環境教育の強化、環境人材の育成や「公正な移行」に資する人的資本投資
- 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化
 - ・ 環境情報基盤の整備と情報開示
 - ・ 環境価値を軸とする消費行動と企業行動の共進化（製品単位での見える化、市場調査・マーケティング等の無形資産投資の拡大）
- 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
 - ・ サステナブルファイナンスの推進
 - ・ 成長志向型カーボンプライシング構想の実行、税制全体のグリーン化等

2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現

- 自然資本を維持・回復・充実させる国土利用
 - ・ 30by30目標達成によるネイチャーポジティブの実現、劣化した生態系の再生
 - ・ 広域的生態系ネットワークの形成
- 自立・分散型の国土構造の推進
 - ・ 地域の自然資本である再エネの活用（地産地消モデルの構築、レジリエンスの向上）
 - ・ 自然を活用した解決策（NbS: Nature-based Solutions）の取組推進
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
 - ・ 都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ・ ストックとしての住宅・建築物の高付加価値化
 - ・ 美しい景観の保全・創出
- 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用
 - ・ ランドスケープアプローチ等の視点
- 再エネ、アセス、生態系等の情報基盤整備

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実

- 地域の環境と経済・社会的課題の同時解決
 - ・ 地域脱炭素の推進
 - ・ 地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成
- 地域循環共生圏を支える無形資産の充実
 - ・ 地域の文化やスポーツを生かした地域コミュニティ・ネットワークの維持・再生
 - ・ 中間支援組織による実践的支援とその横展開
 - ・ 地域における環境人材の育成
- 地域経済のグリーン化
 - ・ 地域金融の ESG 化の推進
 - ・ 地域のエネルギー会社や中小企業への支援
- 持続可能な地域のための「公正な移行」
- 失われた環境の再生と地域の復興
 - ・ 水俣における「もやい直し」
 - ・ 福島における未来志向

重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略【第2部】



4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出

本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備

海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進

- 人の命と環境を守る基盤的な取組
 - ・ 水・大気・土壌の環境保全
 - ・ 熱中症対策の推進
 - ・ 海洋ごみ（プラスチック汚染）対策の推進
 - ・ 鳥獣対策の強化、外来種対策の推進
 - ・ 「プラネタリーヘルス」を踏まえた化学物質対策
 - ・ 窒素・リンの持続可能な管理
- 心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出
 - ・ 「保護と利用の好循環」の実現
 - ・ 野生生物の保全・管理の推進
- 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
 - ・ 食品ロスの削減、サステナブルファッションの推進
 - ・ 自然とのふれあい、ナッジ等の考え方を活用したライフスタイルの推進
 - ・ 国民に対する科学的知見の共有

- グリーンイノベーションに対する国民意識の向上・行動変容の促進による需要の創出
 - ・ 「デコ活」による意識変革や行動変容
 - ・ 環境技術の第三者評価と情報開示
 - ・ AI、IoT(Internet of Things)等のデジタル技術の活用
- 本質的なニーズ主導での技術的ブレークスルー
 - ・ エネルギー効率改善技術の開発・実証
 - ・ 「フェーズフリー技術」への支援
- 科学的知見の集積や基盤情報の整備・提供
- 最先端技術等の開発・実証と社会実装推進
 - ・ 適応策・緩和策の科学的検討
 - ・ 科学的見地からの化学物質管理の適正化
 - ・ 「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装
- 環境分野におけるスタートアップへの支援

- いわゆる「環境外交」による国際的なルール作りへの貢献
 - ・ 気候変動における1.5℃目標達成への貢献
 - ・ 生物多様性における国際議論への貢献
 - ・ GFC（Global Framework on Chemicals：国際的な化学物質管理の枠組）を踏まえた化学物質管理の推進
 - ・ プラスチック汚染に関する国際文書策定への貢献
 - ・ 企業活動における国際ルールづくりへの貢献
- 環境分野における途上国支援
 - ・ JCMによる途上国の脱炭素化への貢献
 - ・ GOSATによる各国の削減取組の透明化
 - ・ 脆弱国に対するロス&ダメージ支援
 - ・ 水・大気環境国際協力
- 経済安全保障への対応
 - ・ 国際バリューチェーンにおける徹底した資源循環
- 我が国の優れた取組の海外展開
 - ・ 環境政策間のシナジーの発揮
 - ・ 脱フロン化の促進

第6次環境基本計画における税制全体のグリーン化に関する記載



第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

P59（基本的な考え方）

…ESG 投資のように、機関投資家等が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動き等が主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図る。また、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行や税制全体のグリーン化等を推進していく。

P68（企業行動における環境の主流化）

企業行動のグリーン化については、ビジネスにおける環境の主流化を目指し、環境経営の促進、脱炭素ビジネスや循環経済関連ビジネス、ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出すビジネスなど、環境関連産業の普及拡大を図る。後述のバリューチェーン全体での環境経営の促進、グリーン購入・環境配慮契約、グリーンファイナンスの拡大、税制全体のグリーン化等の各種施策の展開を通じ、環境の主流化を促進していく。

P71 (5)金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化

環境金融の拡大、税制全体のグリーン化等を通じ、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めていく。

P72（税制全体のグリーン化等）

エネルギー課税や車体課税等の地球温暖化対策の税制に加え、資源循環やネイチャーポジティブの観点からも、環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化等を推進していく。地球温暖化対策のための税の活用のほか、カーボンプライシングについては、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する法律」（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）及び同法に基づくGX推進戦略に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実現・実行し、温室効果ガスの排出削減を加速していく。加えて、これらの施策に関する環境保全効果を始め環境・経済・社会の統合的向上に関する分析を行い、制度の検討に生かしていく。

第3部 環境保全施策の体系

第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 1 グリーンな経済システムの構築

P167（3）グリーンな経済システムの基盤となる税制

脱炭素や循環経済、自然再興に資する環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく。地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例については、その税収を活用して、エネルギー起源CO2排出抑制の諸施策を着実に実施していく。

自然政策と税制のグリーン化

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。**
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。**

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

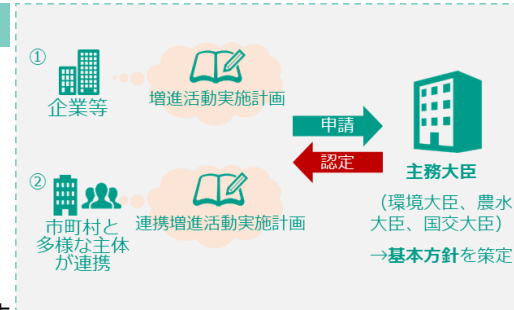
（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日



生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減

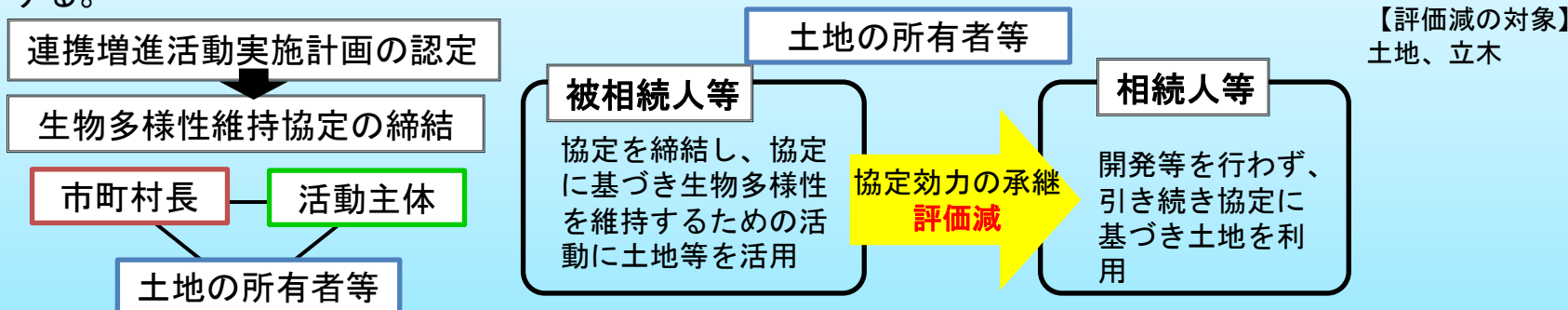


現状・課題

- 我が国の生物多様性がこの50年損失を続けている状況を反転させるため、生物多様性増進活動促進法が制定され、企業やNPOによる保全活動の実施計画についての主務大臣による認定制度を新設した。
- 活動の継続性担保のためには、活動実施者への支援だけでなく、土地の所有者等の協力を得ることが重要である。特に、被相続人等が保全に同意・協力していた場合でも、相続人等が保全を止め開発に転じるケースがあり、これが生物多様性の損失の原因の一つとなっている現状がある。
- そのため、新法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。(法第26条)
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、当該区域に係る相続税・贈与税の評価減が必要である。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保(ネイチャーポジティブ)の実現に寄与する。

(令和6年3月環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

生物多様性国家戦略2023-2030の骨格（令和5年3月閣議決定）



「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各
行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

基本戦略1 生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）

- ・生態系の規模と質の増加
- ・種レベルでの絶滅リスク低減
- ・遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）

- ・30by30
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策
- ・希少種保全

等

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決（NbS）

状態目標（3つ）

- ・生態系サービス向上
- ・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
- ・鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）

- ・自然活用地域づくり
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

等

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）

- ・ESG投融资推進
- ・事業活動による生物多様性への配慮
- ・持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）

- ・企業による情報開示等の促進
- ・技術・サービス支援
- ・有機農業の推進

等

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）

- ・価値観形成
- ・消費活動における配慮
- ・保全活動への参加

行動目標（5つ）

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動変容
- ・食品ロス半減

等

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）

- ・データ活用・様々な主体の連携促進
- ・資金ギャップの改善
- ・途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・国際協力

等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある**行動目標**ごとに、関係府省庁の**関連する施策**を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

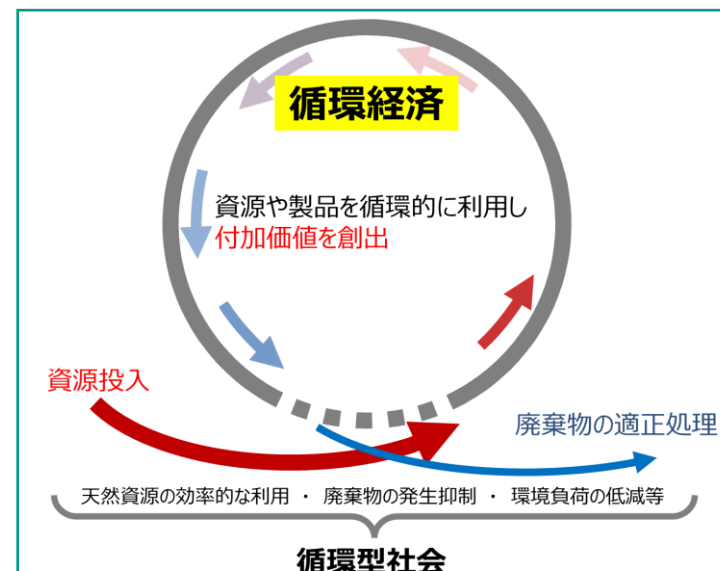
循環経済政策と税制のグリーン化

第五次循環型社会形成推進基本計画について（令和6年7月閣議決定）



改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現**にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ

産業競争力強化

経済安全保障

地方創生・質の高い
暮らし

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応

気温上昇・種の絶滅が加速

- ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策

- ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制
- ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）
- ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング

産業競争力強化・経済安全保障

バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き

- ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大
- ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導

世界資源需要増で資源獲得競争
鉱物等資源の価格高騰と供給懸念

- ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用
- ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化

- ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現
- ・国内外一体の資源循環体制構築
- ・製品・サービスの競争力を向上
- ・我が国の国際的なプレゼンスを向上

地方創生・質の高い暮らし

地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等

- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体が連携協働を促進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要

- ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換

- ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決
- ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり
- ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を**確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の新設 (法人税)



現状・課題

- 循環経済の実現が強く求められる中で、第213回国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律※」は、単なる適正処理・再資源化事業の延長ではない高度な再資源化事業を創出し、動脈産業・静脈産業の連携や市場競争の活性化を促すことが期待されている。
- 再資源化事業等高度化法に基づく事業を行う者としては、その多くが中小事業者である廃棄物処理事業者のほか、製造業等の動脈側産業の新規参入者が想定される。当該事業の実施のために必要な設備等に係る多額の負担は、中小規模の事業者の挑戦意欲や他分野業種からの参入障壁になりえる。
- より多くの事業者の取組を促すことで循環型社会の実現、ひいては、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、脱炭素社会への寄与等を行うためにも、施行にあわせる形で費用負担の軽減を行うことで、高度な再資源化事業への転換を加速させることを目的に、当該税制特別措置を行う必要がある。

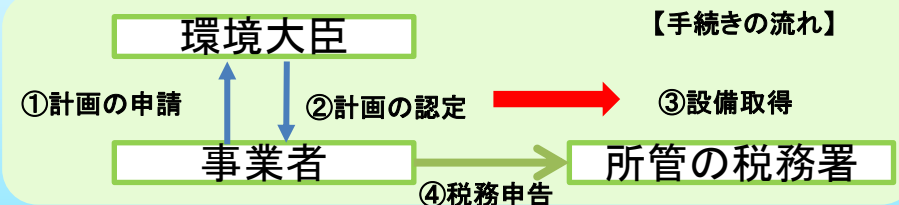
※ 以下「再資源化事業等高度化法」という。

税制措置

再資源化事業等高度化法による環境大臣の認定を受けた事業計画に基づく設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額から設備投資費の税額控除10%、又は、当該資産に係る特別償却50%を可能とする特例措置を新設するもの。

適用見込数：約34事業者/年（初年度は11事業者程度）
全廃棄物中間処理事業の上位5%を目標に、3年で100件以上の認定事業の創出を目指す。

減収見込額：▲429.9百万円/年（平年度、法人地方税含まず）



期待される効果

- 法施行にあわせて本要望措置を講じることにより、短期間でより多くの高度な再資源化事業を創出することで循環型社会ビジネス市場の活性化を図り、動脈・静脈産業の新陳代謝の加速化や天然資源の消費量の減少に伴う産業競争力の強化、温室効果ガス排出量の削減、地方産業や地域資源の創出による地方創生が期待される。

公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税）



現状・課題

- 本特例措置では、廃棄物の適正な処理を行う施設の設置の促進を目的に、これまで廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設（熱回収、又は、再生利用の用に供するものに限る）、一般廃棄物最終処分施設、PCB無害化施設に対し、固定資産税の課税標準価格を減額する制度を設けているところ。
- 第213回国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律※」では、国が認定する事業計画に基づく廃棄物処理施設は廃棄物処理法に基づく許可を得ずに設置することが可能であるが、この場合、一般廃棄物に該当する廃棄物の再資源化事業を行う廃棄物処理施設であるにも関わらず、廃棄物処理法に定義される廃棄物施設ではないことから現行の特例措置の対象外となってしまう見込み。
- このため、本特例措置の対象に再資源化事業等高度化法の認定に基づく廃棄物処理施設を追加するもの。

税制措置

※ 以下「再資源化事業等高度化法」という。

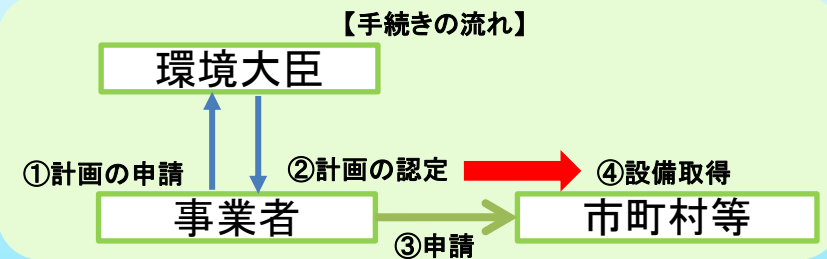
再資源化事業等高度化法の認定を受けた計画に従って設置される①～③の廃棄物処理施設について、対象設備等の固定資産税の課税標準価格を、既存の一般廃棄物処理施設の措置同様1/2とする。

- ①第13条第9項に基づき「高度再資源化事業計画」に従って設置される廃棄物処理施設
- ②第18条第5項に基づき「高度分離・回収事業計画」に従って設置される廃棄物処理施設
- ③第21条に基づき「再資源化工程高度化計画」に従って導入される設備

※適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

※要望措置の適用見込み：約11事業者/年

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」新しい（令和6年6月21日）等において3年で100件（34件/年程度）を目標としているところ、令和7年3四半期中の法施行となることを踏まえ、その1/3の11件/年とする。



期待される効果

- 既存措置において、一部の施設が措置対象外となる不整合性の解消。
- 本認定制度を活用する高度な再資源化事業を担う者の創出・育成により、市町村が処理責任を持つ一般廃棄物処理の適正化、高度化に寄与し、国民の安全な生活環境の確保、自治体の廃棄物処理施設負担の軽減、地域内の資源循環による地方創生等に貢献。

(参考) 循環型社会を形成するための法体系

環境基本法

H 6.8 完全施行

環境基本計画

R 6.5 第六次計画策定

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）

H13.1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画

（国の他の計画の基本）
H15・3 公表
R 6.8 全面改正

廃棄物処理法

H.29・6 一部改正

- ①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③廃棄物処理施設の設置規制 ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H13.4 全面改正施行

- ①再生資源のリサイクル②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示④副産物の有効利用の促進 等

再資源化事業等高度化法

R6.5 公布

- ①再資源化の促進（底上げ） ②再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

プラスチック資源循環法

R4.4 施行

素材に着目した包括的な法制度

[多種多様な個別物品の特性に応じた規制]

容器包装
リサイクル法



びん、ペットボトル、
紙製・プラスチック
製容器包装等

H12.4 完全施行
H18.6 一部改正

※一部適用除外
家電
リサイクル法



エアコン、冷蔵庫・
冷凍庫、テレビ、
洗濯機・衣類乾燥機

H13.4 完全施行

食品
リサイクル法



食品残さ

H13.5 完全施行
H19.6 一部改正

建設
リサイクル法



木材、コンクリート、
アスファルト

H14.5 完全施行

自動車
リサイクル法



自動車

H17.1 本格施行

小型家電
リサイクル法



小型電子機器等

H25.4 施行

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進）

H13.4 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に
関する法律」がある。
（R7.6施行予定）

カーボンプライシングに関する動き

GX（グリーン・トランスフォーメーション）について



GXとは

- 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心に転換する概念
- 脱炭素と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す

GXを支える法体系

（2023年5月成立）

GX推進法

- GX経済移行債の発行
- 成長志向型カーボンプライシングの導入

GX脱炭素電源法

- 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援
- 安全確保を大前提とした原子力の活用／廃炉の推進

GX推進戦略

（2023年7月28日閣議決定）

規制・支援一体型投資促進策

- 10年間で150兆円超の官民投資
- 政府から10年間で20兆円規模の支援
←GX経済移行債
- 環境省もGX財源を活用し、断熱窓改修、商用車電動化、地域脱炭素等の地域・くらし分野の取組を推進

成長志向型カーボンプライシング

炭素排出に値付けをし、GX関連製品・事業の付加価値向上
⇒GXに先行して取り組む事業者へのインセンティブ付与

- 2026年度～ 「排出量取引制度」の本格稼働
- 2028年度～ 炭素に対する「賦課金」（化石燃料賦課金）
- 2033年度～ 排出量取引の段階的有償化（発電事業者）

GX実行会議

- 総理を議長、官房長官・GX実行推進担当大臣（経産大臣）を副議長とした会議。
- 環境大臣は外務大臣、財務大臣とともに常設の構成員として出席するほか、有識者12名も参加。
- 2022年7月以来これまで12回開催され、GXに関わる方針等を議論。

成長志向型カーボンプライシング構想

(1) 「GX経済移行債」※を活用した**先行投資支援**（今後10年間に20兆円規模） ※2050年までに償還

(2) **カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ**

- ・炭素排出への値付けにより、GX関連製品・事業等の付加価値向上
- ・直ちに導入するのでなく、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ
- ・エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本

①多排出産業に対する「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

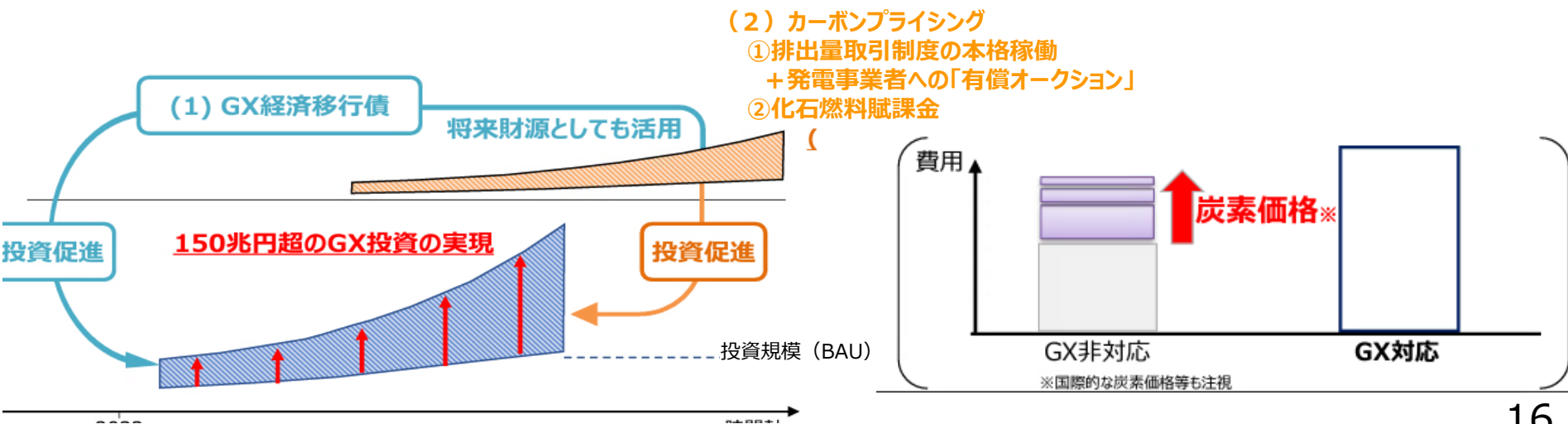
+ 発電事業者へ、EU等と同様の「有償オークション」を段階的に導入【2033年度～】→電源の脱炭素化を加速

②**化石燃料賦課金制度の導入【2028年度～】**

→化石燃料ごとのCO₂排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。

次期通常国会にGX推進法の改正案を提出

環境省としては、カーボンプライシングに関するこれまでの様々な知見を活かし、制度の具体化に貢献



カーボン・プライシング専門ワーキング・グループ



令和6年8月27日
第12回GX実行会議資料
一部加工

カーボン・プライシング専門ワーキング・グループ 設置趣旨

- 我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化**を進めているところ。
- 昨年度策定されたGX推進戦略では、現在GXリーグにおいて試行的に実施している**排出量取引制度**について、**公平性・実効性をより高めるかたちで2026年度より本格稼働させること**としており、**制度の具体案について検討を行う必要**。
- そのため、経済・エネルギー・環境の専門家等の有識者から構成される本WGでは、有識者や産業界等からのヒアリングを通じて、**本格稼働後の排出量取引制度の在り方について検討し、制度の具体的な設計について論点整理**を行うことを目的とする。

※ なお、WGにおいては、GX推進法附則第11条に定められた有償オークション・化石燃料賦課金を実際に執行するための方策についても必要に応じて検討する。

想定スケジュール

- 9月3日** WG立ち上げ、議論開始
- ・ 排出量取引制度の論点提示
 - ・ 関係者ヒアリング

※ 以後、12月まで複数回実施

12月頃 論点整理とりまとめ

WG メンバー ※敬称略/五十音順

有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授・環境経済経営研究所 所長
伊藤 さゆり 株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 常務理事
上野 貴弘 (一財)電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー (サステナビリティ) 上席研究員
大橋 弘 東京大学 副学長・大学院経済学研究科 教授
工藤 拓毅 (一財)日本エネルギー経済研究所 理事
高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
望月 愛子 株式会社経営共創基盤 (IGPI) 共同経営者取締役 C F O
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科 教授
吉高 まり 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー (サステナビリティ)

【オブザーバー】

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会

(参考) GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会



2 - i. GXの推進、カーボンプライシング

- 2026年度の排出量取引制度の本格稼働に向けて、法定化を進めるためには、排出量取引制度の具体的な制度設計の前提として、**排出量取引制度における事業者の義務や排出枠の法的性質等の法的な論点を前もって整理しておくことが重要である。**
- そこで、諸外国で実施されている既存の排出量取引制度（EU-ETS、セーフガードメカニズム等）を我が国の法体系で考えた場合、どのような法的整理になるかの研究を経産省・環境省共催の下、法学者、弁護士等の実務家を中心に本年5月から開始、**排出量取引制度の具体的な制度設計の検討に活用する。**

実施概要

・第1回 5/17(金)_憲法上の論点

排出量取引制度と営業の自由（憲法22条1項）、平等原則（憲法14条1項）、財産権（憲法29条）との関係等

・第2回 6/5(水)_行政法上の論点

排出枠償却義務及び排出枠の行政法上の位置付け、対象事業者に対する権利救済や権利保護手続の確保の在り方、行政処分への在り方・執行上の法的留意点、制度の実効性確保の在り方等

・第3回 7/22(月)_民事法上の論点

排出枠の民事法上の性質、排出枠の取引に関する規律（権利帰属、効力発生要件、保有の推定、善意取得に係る規定等）、既存の法令（民法、民事執行法、破産法）への排出枠の適用等

・第4回 8/21(水)_私法・取引法上の論点

取引業者・仲介業者への規律の在り方、排出権取引所への規律の在り方、不公正取引への対応の在り方等

・第5回 10/18(金)予定_これまでの論点のとりまとめ

委員名簿（敬称略）

座長 高村ゆかり（東京大学未来ビジョン研究センター 教授）

委員 大塚 直（早稲田大学法学学術院法学部 教授）

沖野 眞己（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

男澤 江利子（日本公認会計士協会 常務理事・公認会計士）

加毛 明（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

黒沼 悦郎（早稲田大学法学学術院大学院法務研究科 教授）

穴戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

曾我部 真裕（京都大学大学院法学研究科 教授）

武川 丈士（森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士）

山本 隆司（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

オブザーバー 法務省、金融庁等

本格稼働後の排出量取引制度に関する検討の視点

①制度対象者の定め方

- 第1フェーズでは、業種別のカバー率（排出量に占める参画企業の割合）に差が生じていることを踏まえ、本格稼働後の制度については、一定規模以上の排出を行う企業については制度の対象とすべきではないか。
- そのうえで、制度対象者の範囲について、国内における排出量のカバー率や、諸外国制度とのイコールフットイング等の観点から、どのような基準で決定すべきか

②目標設定の在り方

- 第1フェーズでは、多くの企業が野心的な目標を掲げる一方、目標水準の客観性・公平性に課題。
- よって、本格稼働後の排出量取引制度では、政府が策定した指針と整合するような目標設定を企業に求めることを想定。
- 業種毎の特性や、各社のこれまでの取組の状況等、目標設定において考慮すべき要素としてどのようなものが考えられるか。

③目標達成に向けた規律強化

- 第1フェーズでは、企業は3年間の排出量の総計目標を設定したうえで、目標を達成できない場合には、その理由を含めて対外公表を求めている（クレジットの購入は義務づけのないComply or Explain型）。
- CBAM等の国際的な議論への対応も含め、制度の実効性をさらに高める観点から、目標達成のための規律付けとして、どのような措置を講じるべきか。

④排出枠取引の在り方

- 取引所において価格発見機能が発揮されるために必要な流動性を確保しつつも、制度の黎明期における取引秩序形成の観点から、取引に関する規律（取引参加者の範囲・取引所のあり方等）をどのように定めるべきか。

⑤その他、投資の予見性確保のための措置

- 企業の投資予見性を高めるため、2026年度以降、排出枠の上下限価格を設定し、その範囲に価格を誘導することを想定しているが、その他、投資促進の観点から、制度設計上留意すべき点はあるか。